

EC 競争法の Fine と現行課徴金の賦課・金額の算定に際して考慮される要素の比較

		EC 競争法 (Fine)	独占禁止法 (現行課徴金)
対象となり得る違反行為		カルテル及び支配的地位濫用	不当な取引制限及び支配型私的独占 (ただし、対価に係る又は影響することとなるものに限る)
「売上高」を算定の基礎とする理由		違反行為が市場に対して与え得る経済的影響等を測る上でそれを代理する適当な要素であるから	不当利得相当額以上を賦課する制度であるところ、違反行為の対象となっている商品等の売上高に対する割合として不当利得を観念しているから
「売上高」の範囲		違反行為に関連する商品等の売上高 (ただし基本的に EEA 域内に限る)	違反行為の対象となっている商品等の売上高
賦課に係る裁量		あり	なし
(基礎額決定時の) 算定率の定め方		重大性を考慮し、最大 30%以内で決定 ・ 抑止力を確保する必要がある場合等にはこの上限を超えることがあり得る旨ガイドラインに明記あり。	原則として 10% ・ 業種・規模に応じて 3~10%
重大性	違反行為の性格	考慮あり ・ 特に価格、市場シェア、生産数量制限カルテルについては、厳しく評価する旨ガイドラインに明記あり。	-
	市場占有率	考慮あり	(売上高の認定で実質的に反映)
	地理的市場の範囲	考慮あり	(売上高の認定で実質的に反映)
	違反行為の実施/未実施	考慮あり	(売上高(実行期間)の認定で反映)
違反実行期間		違反継続期間の年数分だけ倍化 (上限なし)	最長 3 年間
考慮事項等		根拠法令で定められた上限の範囲内で考慮 (ただし考慮要素をガイドラインで明確化)(注)	根拠法の規定に従って算定
加算要素	累犯	過去の違反歴 1 回ごとに最大で 100%加算 ・ 過去、欧州委だけではなく、加盟国当局から受けた違反決定も一回と数える。	50%増した算定率を適用 ・ 過去 10 年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合に適用あり。
	捜査非協力・妨害	考慮あり	-
	主導的役割・報復措置	考慮あり	-

減算要素	限定的関与	<p>考慮あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者側から、その事実が証拠の提出をもって示される場合に考慮する旨ガイドラインに明記あり。 自らの判断でいつでも離脱し得た（リーニエンシー制度が存在した）にも関わらず関与していたのであれば、たとえ主導者のプレッシャー下でカルテルに関与していたとしても、減額は認められない。 	-
	合意内容の未実施	<p>考慮あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者側から、その事実が証拠の提出をもって示される場合に考慮する旨ガイドラインに明記あり。 	(実行期間及び売上高の認定で実質的に反映)
	調査開始後の違反行為の中止	<p>考慮あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者側から、その事実が証拠の提出をもって示される場合に考慮する旨ガイドラインに明記あり。 カルテルの場合には考慮されない旨ガイドラインに明記あり。 	-
	過失の存在	<p>考慮あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者側から、その事実が証拠の提出をもって示される場合に考慮する旨ガイドラインに明記あり。 	-
	調査協力	<p>考慮あり</p> <ul style="list-style-type: none"> リーニエンシー制度の枠外での協力を行った場合及び法的義務（提出命令による報告徴収等）の範囲以上に調査へ協力を行った場合に減算考慮する旨ガイドラインに明記あり。 	(カルテルの場合は課徴金減免制度の事後申請も認められている。)
備考	支払能力	<p>考慮あり</p> <ul style="list-style-type: none"> Fines 賦課が、回復不能ほど事業者の存続を危うくし、すべての資産価値を失うことになることが証拠提出により客観的に示される場合にのみ認められる旨ガイドラインに明記あり（単なる財政状況の悪化等は認められない。) 	(業種・規模による軽減算定率がある。)
	不当な経済的利得	<p>考慮あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 算出が可能な場合には考慮する旨ガイドラインに明記あり 	(擬制した不当な経済的利得を上回る水準を課税するものとして制度設計。)
	法令遵守体制の整備	-	-
	早期離脱	-	<p>20%減じた算定率を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> カルテルにおいて調査開始日の1月前までに違反行為を止めた場合に適用あり（ただし、違反期間が2年未満のときに限る。)

その他	エントリー・フィー	・ 価格カルテル等の場合、別途、売上高の15~25%が基礎額に上乗せされる。	-
	賦課可能な額の範囲 (上限)	全世界売上高の10% ・ 理事会規則による欧州委への授権の範囲として	(算定方法が法定されている。)

(注) 累犯以外については、どの程度額の増減を行うかガイドラインに明記なし。